2025 年度 子供向けものづくり体験イベント開催助成金 公募要項

(趣旨)

第1条 本助成金は、室蘭市およびその周辺地域(登別市、白老町)に住む小学生を対象に、室蘭地区の地域産業である「ものづくり」を体験する場を提供することを通じて、将来のものづくり人材の創出する企画に対して開催費用の助成を行うものです。

(応募対象者)

- 第2条 以下の条件をすべて満たす団体が対象となります。
 - ①室蘭市、登別市、白老町に事業拠点がある非営利目的の団体であること。
 - ②2025 年 4 月 1 日時点で、小学生向けのものづくり企画を開催したことがあり、10 年以上の活動実績を有していること。
 - 2 以下のいずれかに該当する方は対象となりません。
 - (1) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者
 - (2) 応募者または法人の役員が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)が事業主であるとき。
 - ② 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっているとき。
 - ③ 暴力団員が実質的に運営しているとき。
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用していると き。
 - ⑤ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る 契約を締結しているとき。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
 - ※反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

(助成対象事業)

- 第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、室蘭市内またはそ の近隣地域(登別市、白老町)内で行う企画であること。
 - 2 以下の要件に合致する企画が対象となります。
 - ①参加者が室蘭市及びその近郊に住む小学生であること。
 - ②室蘭地域におけるものづくりと連関した企画内容であること。

(例えば、金属を用いる、機械製作に通じる等の企画は可、手芸等は対象外)

- ③ものづくりについて専門的な知識を有する人材が確保できること。
- ④地域内で開催した他のイベントと同一の内容で無いこと。
- 3 以下の項目に該当する事業は対象外になります。
 - (1) 公序良俗に問題のある事業
 - (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となるのは、助成対象期間内に発生及び支出する、応募事業の実施に 必要な下記の経費となります。

なお、助成対象期間は交付決定日から2026年2月15日までとなります。交付決定日前に行った事業については、助成対象になりません。

- 2 対象経費は下記になります。
 - ①謝礼金 ②材料費 ③役務費 ④委託料 ⑤使用料及び賃借料 ⑥備品購入費 ⑦その他助成事業に必要な経費 (広告宣伝費など)
 - ※なお、役務に要した人件費助成については、時間単価×作業時間数とし、20,000 円を限度といたします。時間単価については、2,000円を上限とします。
 - ※外部に運営スタッフを依頼する場合も、上記の時間単価を上限と致します。
 - ※企画内容が、 $12:00\sim13:00$ を跨いで開催する場合は、企画当日のスタッフへの昼食費を経費に含めても構わない。

(助成金額)

第5条 助成金額は下記になります。ただし、事業計画の評価や審査によって減額となる 場合がございます。

上限額 30万円

(応募方法)

- 第6条 応募先及び問い合わせ先
 - 一般財団法人 むろしん緑の基金

〒050-0083 室蘭市東町2丁目24番13号 室蘭信用金庫内

Tel 0143-44-3537 FAX 0143-41-5103

2 募集期間

令和7年(2025年)8月29日(金)~令和7年(2025年)9月10日(水) (注1)郵送・持参の何れの場合も、9月10日(水)17時必着です(提出された申込書に不備がある場合、書き直していただくことがありますので、 余裕をもって提出してください)。

- (注2) 持参の場合、受付時間は9時から16時までです。(土日・祝日を除く)
- (注3) 応募書類の作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担となります。

3 提出書類

以下の書類を提出願います。

- (1) むろしん緑の基金助成金交付申請書
- (2) 2025 年度子供向けものづくり体験イベント助成金 応募企画書 また、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、提出書類の返却は致しません。

(審査方法)

第7条 審査は、一次審査(書面審査)及び、二次審査「当基金の理事会で審査」となっています。

2 審査内容

以下のポイントについて、審査を行います。

- ・事業の目的が募集内容に沿っており、地域社会で共感が得られるものであるか
- ・事業の継続性、地域社会への貢献性があるか
- ・イベントに該当する小学生が参加し、地域のものづくりへの興味を抱くことを 期待できるか
- ・実現可能な事業計画か、スケジュールや資金計画に整合性があるか
- ・地域にとっての効果、必要性、話題性等があるか

(結果通知)

第8条 審査結果(採択または不採択)について、後日、申込者あてに通知します。 ※審査の結果(不採択の理由等)に関するお問い合わせには、一切応じかねます ので予めご承知おきください。

(助成対象事業の変更承認申請)

- 第9条 助成金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、助成対象事業の内容に変更、中止又は廃止の事由が生じたときは、事業開始の10日前までに、助成金変更(中止・廃止)承認申請書を提出しなければならない。ただし、事業開始の10日前までに助成金変更(中止・廃止)承認申請書を提出できないことについて、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 2 前項本文の規定にかかわらず、助成対象経費の20パーセントを超えない範囲の 増減の場合は、前項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

(助成金の変更交付決定等)

第10条 前条の規定による承認申請書の提出があった場合において、これを審査した上で 承認したときは、助成金の交付額を変更し、助成金変更(中止・廃止)承認兼交 付決定通知書により交付決定事業者に通知するものとする。

(助成事業実施報告)

- 第11条 事業が終了した際に助成金等の精算のため、事業完了報告書の提出が必要となります。提出書類は以下のとおりとなっています。
 - ・むろしん緑の基金助成金事業実績報告書
 - ·助成対象事業実績書
 - ・証憑書類 (領収書等) の写し

特に「証憑書類(領収書等)の写し」は、むろしん緑の基金助成金事業実績報告書一式と一緒に提出していただくため、大切に保管しておいてください。

(注1) 申込時に提出の助成対象経費内訳書に記載のない項目については、助成対象 となりませんので、ご注意願います。

(実施事業の公表)

第12条 助成事業について、採択された場合は、代表者名、事業名、所在地、業種、事業内容等を公表します。また、必要により成果等の発表をお願いしています。